火炎
1967.10.11号外2
共産主義者同盟
関西地方委員会

斗争の新たな局面と我々の任務

①はじめに、

全同盟員及び社学同の諸君、10・8羽田斗争を斗い抜き、10・9の山崎君追悼抗議斗争を斗い抜いた我々に対して、政府、ブルジョアジー、そして、警察権力一体となった全面的な反撃がかけられている。激化する国際的階級斗争この安保に向けて激しい力と力の全面的な対決が具体的現実的に10・8斗争を契機として始ったのだ。

かかる状況の中で、我同盟の中にも若干の動揺と混乱が生じているが、急遽にこの混乱を克服し、敵の一体となった反撃に対し応えねばならない。社会党の後退、総評、反戦委の日和見化、そして、日本共産党の文字通りの反革命への転落にもかかわらず、10・8斗争及び10・9の全国的な追悼抗議斗争は、大衆の中から、新たな反権力への反撃が生まれ、高まりつつあることを示している。京都、大阪に於ても、10・8斗争の半ば自然発生的な斗争の高まりはこのことを如実に示している。我同盟は権力の全面的な反撃と大衆の自発的運動の高まりの中に、確固たる我々の方向と、斗い抜く組織の確立を急ねばならない。

現在の情勢の特徴は、ブルジョア報道機関を使った全面的なデマゴギー宣伝という第一段階から、具体的な弾圧措置の展開という第二段階への移行である。

それは主要な方向を三つに見ることができる。即ち今回の10・8羽田斗争、就中、山崎君の死をめぐって①刑事事件としての捜査と弾圧を前提にし、②破防法の適用を、4日夜閣議決定のもと、法務省刑事局及び、公安調査庁に破防法の適用検討を指示した。そして、③文部省を軸として、大学への規制を行政的、立法的に行うというのがそれである。

我々に取って今必要なことは、この権力のとどまることを知らない弾圧に対し、全面的な分析を加えつつ最悪の事態に備え如何なる弾圧にも対応しえる柔軟性そして確固たる組織体制の確立と組織活動を強化しなければならない。そして、この大衆の生々しい反撃へのエネルギーを引き出し、全ての大衆団体として権力への反撃と行動へ導いていかねばならない。すでに開始され、回転している攻撃に対し、羽田実力斗争を必然化した上で、事実関係を明らかにし、刑事捜査と、破防法の適用に対しては、全力を挙げた大衆斗争によって応えねばならない。そして、文部省を通じてなされる大学への行政的立法的弾圧には、各キャンパスにおける大衆団交で、大学当局者をして、権力との結合、屈服を全面的に暴露させねばならない。

以上の前提に立って、以下、権力の弾圧の具体的事実と今後の出方を明らかにし我々の斗争の基本的方向を打ち出していく。

②刑法

刑法に関してかけられている条項、及びその適用は以下の通りである。

イ権力の対応

暴力行為を犯したとして、全員を検挙する方針。ビデオテープの再録。証拠品の押収。周辺民家の調査を開始。

基本的には刑法の各条項を全面的に適用して、捜査弾圧を行い、その上で、破壊活動の謀議、扇動等、刑法では適用できないものを破防法とし、さらに、破防法よりも罰則が厳しい犯罪には刑法を適用するという方針である。

ロ条項

(1)教唆罪、共犯の内第61条

(2)共同謀議(共同正犯の章)第60条

二人以上共同シテ犯罪ヲ実行シタル者ハ首謀者トス

(3)暴行、傷害罪

(4)特別警備集合罪第27章第二〇八条一二

二人以上ノ者、他人ノ生命、身体又ハ財産ニ対シ共同シテ害ヲ加フル目的ヲ以テ集合シタル場合ニ於テ凶器ヲ準備シ又ハソノ準備アルコトヲ知テ集

㊀ニタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

「この条項は同時に今後の斗争に際し事前検挙を可能とする」

㊁公務執行妨害

㊂放火罪

㊃器物毀棄罪

㊄騒擾罪

㊅職務強要罪

㊆騒擾ノ罪 第一〇六条 多衆集合シテ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ騒擾ノ罪ト為シ左ノ区別ニ従テ処断スル。

以下、首謀者、指揮者及び引率者、附和随行シタ者ノ各罰則、

「この適用には立証が困難なため、破防法第四条の適用する方針」

基本的な方針として、現段階、即ち、破防法の適用前に、刑法各条項で検挙し、全面的な捜査を行い、反撃の芽をつみとる方針である。

㊄適用を及び公安条例について

すでに騒擾の前提に成り、今後の検挙の過程で、刑法に適用しえない者には、適用されるだろう。

㊃破防法

九日夜の関係閣僚会議の後、破防法の適用の検討を公安調査庁と法務省刑事局に指示した。団体規制と罰則がその適用条項であるが、すでに、60年安保斗争で「全学連」及び「BUND」「ろろL」がその容疑団体とされ、解散されている。従って、今回の検討は、「全学連」及びその青年部隊関係としての「BUND」「ろろL」及び「前進」「中核」「SYL」の活動制限、解散命令の検討であり、基本的には、我々革命的左翼を非合法化するものである。

今後の進行は、刑法の適用を主とした一斉検挙による調査と、公安調査庁の証拠固めに基づき、両事務当局で検討、最終的には、公安審査会で結論を出して実施される。（此定であるが、刑法及びその他で逮捕された者は一切黙秘権を貫くことはいうまでもないことである。）

㊀第五条（要旨）公安審査委員会は、団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対して、将来さらに暴力主義的破壊活動を行うおそれがあると認める十分な理由ある時は次の処分を行うことができる。（以下略）

一、その暴力主義的破壊活動が集団示威運動集団行進または、公開の集会に於て行われたものである場合には六カ月をこえない期間及び区域を定めて、それぞれ集団示威運動、集団行進又は公開の集会を禁止する。

㊁第七条、公安審査委員会は団体が継続又は反復して将来さらに団体の活動として暴力主義的破壊活動を行うおそれがあると認める十分な理由があり、かつ第五条第一項の処分ではそのおそれを自動に除去することができないと認められるときはその団体に解散の指定を行うことができる。

㊂第四十条「政治目的のための騒擾の罪」政治上の主義、若しくは施策を推進し、支持し、または反対する目的を持って刑法に定められた騒擾罪、往来妨害罪、公務執行妨害、職務強要罪の予備、陰謀、もしくは教唆をし又はこれらの罪を実行させる目的で扇動した者は三年以下の懲役又は、禁固に処する。

従って、法文上は明らかに破防法の適用は可能であり、権力が現在進めている検討は、我々の抗議・反撃斗争の如何によって決せられるであろう。一斉逮捕はその証拠固めのものであり、我々は、この破防法の適用に応える組織体制を直ちに確立する必要がある。（任務・方針の項参照）

㊄文部省を軸とした大学への介入

三派全学連を、デマ宣伝で孤立化させ、同時に社会党の後退、共産党の反革命的対応の上に立って、BUND、革共及びろろL、ML、SYLの非合法化、学園からの追放が策動されている。これは二つの形態で行われている。一つは自主規制であり、大学当局者へのシメ付であり、他の一つは、新たな大学法の立法化である。

㊀大学当局者のシメ付け。

㊁国立大学協会、日本私大連盟等で作り上げた「学生運動に対する方策」の即時実施の要請

㊐文相が東大、京大、早大、慶大等、各国公私立大学総長を直接招いて、自主規制を要請する。

㊑その内容は、①学園の学内捜査への全面的協力、②学生処分の徹底化と厳罰化、③学外行政権力の強化として、学外での斗争に際し連帯の協力、調査協力、事前相談への協力を要請、④教授への監督の強化、学生指導の強化等である。

㊒大学法の制定

自主規制で大学当局者への指導を強化し、大学への介入を狙い、治安当局による破防法、騒擾罪の適用と併行し、最後的には学法の制定に進むだろう。

㊓諸党派の動向

①社会党　羽田現地での「全責任は、佐藤内閣にノ佐藤内閣は総辞職せよ」が9日、夜には、社会党の独自学生運動対策をいい、羽田現地斗争そのものは支持できない、と弁明。11日、中執委でより後退した方針が打ち出されよう。

②総評　10、21斗争をいい、下ら、一発カンパニアである。同時に、羽田斗争に参加した反戦青年に対する対策が、ニメ付けとして名簿攻撃で打ち出されつつある。

③日本共産党　反革命挑発分子として批判するとともに、毛理論の全面的批判を通して、左派全体を批判、実力斗争、武装斗争に対し、赤旗祭りの成功キャンペーンと市民イヅクで対応

④革マル派、「引き殺した」と断定。セクト的党派戦略を展開。

⑤構改諸派、「自治会共ヨ」で独自の立場として、非暴力主義、非暴力主義をかかげ、中山特別講師は悪共産につつも、なぜとの間で不断に動揺している。

尚、この原稿執筆中に「山崎君」を「引いた表甲」の運転者は、関西の中核派の学生という学園の見解発表あり。今後、関西にも波及(かけ入れの)可能性が大きい。